

【資料2-1】

小泉八雲旧居 保存活用計画策定について

小泉八雲旧居

名 称： 小泉八雲旧居

敷地面積：1,029.99m²

建物面積：243.99m²（木造：母屋、蔵、物置、厩）

区 分： 国史跡 ※昭和15年8月30日指定（文部省告示第546号）

所在地： 島根県松江市北堀町310番の1、315番、315番の2

所有者： 松江市（平成31年2月1日付所有者変更）

管理者： 松江市

調査・修理等： 昭和56～58年 大規模修理工事 ほかに適宜修繕を実施

保存活用計画策定の目的

- ▶ 適切な保存・管理・活用を図るため、専門家から意見を聴取
 - ⇒文化財建造物等の現状や課題を把握し、管理・運営方法と、施設整備に必要な事項を明確化する
 - ⇒明確化した内容をもとに、次の段階の整備基本計画の策定につなげていく

計画策定に必要な視点

▶ 史跡小泉八雲旧居の保存活用計画については、以下の視点が必要

- ①小泉八雲に関する知識(経歴・業績・嗜好・生活など)
- ②旧居の建造物の価値づけと保存・管理の方法及び整備の方針と手法
- ③旧居の庭園の価値づけと保存・管理の方法及び整備の方針と手法
- ④美観地区の構成要素の一つである旧居の防災設備の設置方針と防災計画

保存活用計画策定のスケジュール

- ▶ 令和6～7年度 保存活用計画の策定
 - 計画策定委員会により作成（文化庁、県指導助言）
 - 市により計画（案）策定
 - 文化庁認定
- ▶ 令和8年度以降 史跡等総合活用整備事業
 - ・ 整備基本計画の策定
 - ※耐震基礎診断、対策等含む
 - ・ 保存修理、環境整備、活用施設、防災対策等